



◆◆◆ 11月号 目次 ◆◆◆

ごみの分別のお願い	… 1 p
国境離島航空路割引運賃変更のお知らせ	… 1 p
住民健診について	… 1 p
平成29年秋季全国火災予防運動実施	… 2 p



平成29年10月23日(月) 台風21号通過

◆世帯と人口(前月比)平成29年11月1日現在

世帯数	175 (増減なし)	男性	171名(1名減)
		女性	148名(増減なし)
		合計	319名(1名減)

◆10月気象データ

気温	平均21.0℃(21.6℃)	雨量	10分最大	23.5mm(19.0mm)
	最高27.5℃(30.0℃)		時間最大	88.5mm(80.0mm)
	最低15.6℃(14.8℃)		総雨量	801.5mm(510.5mm)
湿度	平均91.3%(92.2%)	風速	平均	3.5m/s(2.6m/s)
			最高	31.8m/s(21.6m/s)

◆10月の運航日数・就航率 ※客船2回/日

	運航日数(前年数値)	就航率(前年数値)
客船	18日(22日)	58%(69%)
貨物船	4日(4日)	100%(100%)
ヘリコミ	29日(30日)	94%(97%)

◆10月の来島者数・離島者数

	来島者数(前年数値)	離島者数(前年数値)
客船	559名(894名)	560名(583名)
ヘリコミ	219名(208名)	253名(306名)

ごみの分別のお願い

最近、ゴミの分別、出し方に誤りが多くなってきています。誤った出し方は、機械の故障、選別作業員のケガの原因になります。今一度、ゴミの出し方のご確認をお願いいたします。



【お問合せ】総務係 04994-8-2121

東京都交響楽団による弦楽四重奏の夕べ

平成29年度島しょ芸術文化振興事業として東京都交響楽団による弦楽四重奏の夕べを下記日程で行います。皆様お誘い合わせの上、お越してください。入場は無料です。

■日時

平成29年12月2日(土)
18:45開場、19:00開演(公演時間約1時間)

■会場

御蔵島小中学校体育館

【お問合せ】教育委員会 04994-2-2121

住民健診について

台風21号の影響により実施できなかった住民健診につきまして、日を改めて実施することに決まりました。

日程は平成30年1月20日(土)、21日(日)です。詳細は、後日通知いたします。



【お問合せ】民生係 04994-8-2121

法とところをつなぐ 家庭裁判所と家庭裁判所調査官

家庭裁判所は、少年非行や家庭に関する紛争を扱います。非行少年の立ち直りや、家庭の問題解決のためには、少年や家族一人ひとりの心理や人間関係、生活環境などのきめ細かい考慮が欠かせません。

家庭裁判所には、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門的な知識や技法をもった家庭裁判所調査官(家裁調査官)が置かれています。家裁調査官は、少年や家族と関わる中で問題の原因を明らかにし、将来を見据えて更生や解決に向けた意見を示したり、働きかけを行ったりするなど、家庭裁判所の中で重要な役割を果たしています。

家裁調査官になるには、裁判所職員採用総合職試験(家庭裁判所調査官補)に合格し、家裁調査官補として採用された後、約2年間にわたり充実した研修を受けます。修了後、家裁調査官に任命されます。家裁調査官は、人生の重要な局面に立会い、解決に導く、高度な専門性を持つプロフェSSIONナルです。

■裁判所ホームページ

<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>

国境離島航空路 割引運賃の変更

平成29年11月1日搭乗からの運賃の割引が、変更となりましたのでお知らせします。



■割引対象者

御蔵島村に住民登録をしている方

■路線および片道運賃(大人・障害者・小人同一金額)

	変更前	変更後
・御蔵島 ⇄ 大島	: 4,440円	→ 4,000円
・御蔵島 ⇄ 三宅島	: 1,270円	→ 800円
・御蔵島 ⇄ 八丈島	: 3,370円	→ 3,300円

※高齢者ヘリコミ運賃助成事業については現行どおりです
※購入方法は現行どおりです

【お問合せ】企画財政係 04994-2-2121

御蔵島村消防団教育基礎訓練のお知らせ

12月3日(日)9時~17時で開発総合センター及びふれあい広場等におきまして、御蔵島村消防団教育基礎訓練を予定しています。



村民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【お問合せ】総務係 04994-8-2121

森林病虫害防除作業の実施

平成22年度にマツノザイセンチュウ(いわゆる松くい虫)による松枯れとカシノナガキクイムシによるスダジイの枯死被害が御蔵島内で発生したことを受け、病虫害防除対策事業を行っております。今年度も下記の日程で実施いたしますので、村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■作業実施日

平成29年12月4日~12月9日

■実施対象

御蔵島島内

■実施方法

松の木及びスダジイの樹幹に穴を開け、殺虫剤を注入



【お問合せ】産業建設係 04994-8-2121

かいけつサポート 裁判によらず円満な解決を目指します

身の回りで起こる様々なもめ事やトラブルを解決する方法といえば、裁判が代表的ですが、それ以外にもトラブルを解決する方法（裁判外紛争解決手続（ADR））があります。これは、民事上の紛争を、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、当事者双方の言い分をじっくり聴きながら、専門家としての知見を生かして、柔軟な和解解決を図るものです。一般的には調停やあっせんと呼ばれていますが、行政機関や民間事業者が行っているものもあります。

かいけつサポートとは、身の回りで起こる民事上の様々なトラブルについて、法務大臣の認証を受けた民間事業者がトラブルの当事者の間に入り、話し合いによって解決を図るサービスです。

■相談事例

近隣関係のトラブル、労働関係のトラブル、医事関係のトラブルなど。

■かいけつサポートホームページ

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/week/index.htm>

【お問合せ】法務省大臣官房司法法制部審査監督課
03-3580-4111（内線5923）

アイランダー2017のお知らせ

アイランダーとは、日本全国の島々が一体となって島のもつ自然・歴史・文化・生活などのすばらしさをアピールし交流人口の拡大や離島地域の活性化に資する目的で行われる「離島」と「都市」との交流イベントです。

当日は、島の特産品の販売や伝統芸能をはじめとする島の魅力を発信するステージなどが設けられています。御蔵島からもブースを出展する予定です。

■日時

平成29年11月18日（土）19日（日）
10：00～18：00（19日は17：00）

■会場

池袋サンシャインシティ文化会館 3階展示ホールC
（東京都豊島区池袋3-1）

■アイランダー2017ホームページ

<http://www.i-lander.com/>

おうちに未登録の象牙ありませんか？ 象牙在庫把握キャンペーン

環境省では、国内にある象牙の在庫を把握しようとしています。所持しているだけであれば違法ではありませんが、登録されていない象牙を売ったりあげたりするのは違法です。

もし未登録の象牙をお持ちの方は下記までご連絡ください。なお、登録対象となるのは、全形を保持した象牙であり、印鑑やアクセサリなどの象牙製品は登録対象外です。また、所有者死亡による近親者への相続は違法になりません。ただし、その後販売等をする場合にはあらかじめ登録が必要です。

■連絡先

象牙在庫把握キャンペーン事務局

03-6659-4660

※土日祝日を除く10：00～17：00

※象牙以外の国際希少野生動物種の登録も受け付けています

全形を保持した象牙などの国際希少野生動物種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき譲渡し等（売る・買う・あげる・もらう・貸す・借りるなど）が禁止されています。（罰則：個人は5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはその両方。法人は1億円以下の罰金）。ただし、登録を受けていれば登録票とともに譲渡することができます。

「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための取組を強化するため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施いたします。

■実施日時

11月13日（月）～19日（日）

8：30～19：00（月～金）

10：00～17：00（土・日）



■「女性の人権ホットライン」電話番号

0570-070-810（全国共通番号）

【お問合せ】東京法務局人権擁護部第二課

03-5213-1234

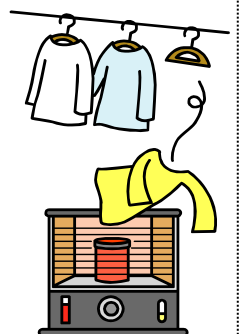
平成29年秋季全国火災予防運動実施 <火の用心 ことばを形に 習慣に>

平成29年11月9日（木）から15日（水）まで、秋季全国火災予防運動を実施します。本年度は住宅防火対策の推進等を重点目標としています。

■住宅防火 いのちを守る7つのポイント（3つの習慣・4つの対策）

<3つの習慣>①寝たばこは、絶対やめる。②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

<4つの対策>①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



【お問合せ】総務係 04994-8-2121

「ねんきん月間」及び「年金の日」のお知らせ

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆様に公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としています。

11月30日は「年金の日」です。国民お一人お一人に「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や公的年金の受給見込み額を確認していただき、老後の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的としています。

■「ねんきんネット」ホームページ http://www.nenkin.go.jp/n_net/

【お問合せ】港年金事務所 03-5401-3211



納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

【お問合せ】港年金事務所 03-5401-3211

「税を考える週間」のお知らせ

11月11日～17日までの一週間は「税を考える週間」です。今年度のテーマは「くらしを支える税」です。

下記の国税庁ホームページにおいて租税の役割や国税庁の取組について情報提供を行っております。

■国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/week/index.htm>

11月保健師等来島日程

11月15日（水）～17日（金） 理学療法士（リハビリ）
11月16日（木）～18日（土） 青木保健師、幡野保健師

【お問合せ】民生係 04994-8-2121

国民年金保険料の「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

■後納制度の申し込み

ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004

【お問合せ】港年金事務所 03-5401-3211

夜間人権ホットライン

12月4日～10日の人権週間にあたり夜間「電話法律相談」を実施します。人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士が電話でご相談をお受けします。個人の秘密は厳守します。ぜひご相談ください。

■相談日時 平成29年12月7日（木）

17:00～20:00

■相談電話 03-6722-0127

※1人あたり10分程度、相談無料



【お問合せ】公益財団法人 東京都人権啓発センター
03-6722-0124

11月の来庁予定者

日	来庁者	目的
14～16	会計検査院	会計実地検査
27	防災無線アドバイザー	視察
28～30	東京都総務局行政部	総合交付金検査

島民カレンダー

平成29年 11月 <霜月>						
日	月	火	水	木	金	土
			1 産婦人科診療	2	3 文化の日 害鳥駆除	4 満月
5	6	7 立冬 胃がん検診 (~8日)	8	9 小児科診療 (~10日)	10	11 歯科診療(~15日)
12 村民運動会	13	14	15 七五三	16	17	18 新月
19	20	21	22 小雪	23 勤労感謝の日	24	25
26	27 インフルエンザ予防 接種(~28日)	28	29	30		

平成29年 12月 <師走>						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 満月	5	6	7 大雪	8	9 歯科診療(~13日)
10	11 定例村議会	12	13	14	15	16
17	18 新月	19	20	21	22 冬至	23 天皇誕生日
24	25	26	27	28	29	30
31						

今月の行事（11月）

～今日は何の日？ 何の月？ 今月の行事とその概要を掲載します。～

◆11月3日 文化の日

自由と平和を愛し、文化をすすめることを目的とした国民の祝日のひとつで、日本国憲法が公布された日です。なお、日本国憲法が施行された日は5月3日で、憲法記念日として国民の祝日となっています。

◆11月7日頃 立冬

この日から立春の前日までが、暦の上での冬です。日脚も短くなり、冬の気配も感じられるようになって、「冬立つ」ともいいます。近畿・関東では木枯らしが吹き出す頃です。

◆11月15日 七五三

子どもの成長と幸せを願い、神様にお祈りと感謝をする日です。
かつて御蔵島村では、子どもが7歳と3歳になると神社に参拝するだけでなく、早朝から餅をついて村中に配ったり、コウシャンバアと呼ばれる産婆の家に挨拶に行ったり、また自宅に戻って皆で踊ったりするなどにぎやかにお祝いをしました。現在は富賀神社に参拝をするだけとなりましたが、お祝いは盛大に行われます。『御蔵島島史』より

◆11月22日頃 小雪

わずかながら雪が降り始める頃。本格的な冬の到来がすぐそこに感じられる時季です。
寒い地方では雪が山の頂を覆い始めます。

◆11月23日 勤労感謝の日

勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあうことを目的とした国民の祝日のひとつです。
戦前の「新嘗祭(にいなめさい・しんじょうさい)」が、戦後に「勤労感謝の日」へと改められました。

■ゴミ収集日

月曜日	毎週	可燃ゴミ
火曜日	第1火・第3火	不燃ゴミ
	第2火・第4火	リサイクルゴミ
水曜日	毎週	可燃ゴミ
木曜日	収集はありません	
金曜日	毎週	可燃ゴミ

■えびね公園開園スケジュール

期間	開園日	閉園日
4月～5月	月・火・水・金・土・日	木
6月～10月	水・金・土・日	月・火・木
11月～3月	水・金・日	月・火・木・土

■し尿処理作業日

収集の要望がありましたら、随時対応します。
